

「安全運転7則」及び「緊急自動車運転5則」の制定について（例規通達）

昭和51年9月24日

広監第94号警察本部長

各部長・参事官

各所属長

警察職員による交通事故の防止を、更に徹底するため、現行の交通事故防止10訓（昭和42年12月15日付け広監第1450号）を廃止して、新たに、別紙のとおり「安全運転7則」及び「緊急自動車運転5則」を制定した。

警察職員が車両を運転する場合、道路交通法令を遵守するのは当然であるが、更に、法を執行する立場にある警察職員として、特に安全運転に心掛ける必要があり、その基本的な心構えを「安全運転7則」として示したものである。

また、「緊急自動車運転5則」は、緊急車両を運転する場合、極めて危険性が高くなるので、一般車両の運転とは別に運転者及び側乗者が、特に実践しなければならない心構えを示したものである。

各位においては、この趣旨をよく理解し、所属の全職員に速やかに周知徹底し、所期の目的を達するよう格段の努力をされたい。

別紙1

安全運転7則

- 1 警察職員らしい模範運転を
- 2 常に心のゆとりをもつて無理な運転をしない
- 3 避けるだろう、止まるだろうの予測運転をしない
- 4 適正速度を守り、ブレーキを早めに
- 5 交差点では、必ず徐行又は停止して、安全を確認せよ
- 6 飛び出しに注意
- 7 車間距離を適正に、無理な追いつき追越しをしない

別紙2

緊急自動車運転5則

- 1 緊急走行、指令室へまず一報
- 2 安全呼称の励行
- 3 赤信号、徐行・停止で安全確認
- 4 無理な追跡より組織で検挙
- 5 緊急走行、必ずマイクを